

美唄市太陽光発電施設の設置等に関する条例（素案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

1 意見募集の概要

政策等の題名	美唄市太陽光発電施設の設置等に関する条例（素案）
政策等の案の公表の日	令和8年6月15日（月）
意見提出期間	令和8年4月1日（水）から 令和8年4月30日（木）まで

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	4 件
インターネット	1 人
ファクシミリ	1 人
郵送	1 人
直接持参	1 人
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容 4 人

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

《総括表》

反映区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	2
C	意見を政策等に反映しなかったものの、今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他（質問など）	29

《具体的な内容》

No.	提出された意見の要旨	提出された意見に対する市の考え方	反映区分
1	説明会は事業主、住民、市の合同で開催されるのが望ましい。	民間事業に関する説明会であり、市が主催者として合同開催することは想定しておりません。	D
2	発電施設が住宅地付近に設置される場合、反射光・騒音・熱・電波障害など具体的な基準を条例に明記することを望みます。	本条例の目的は、事業計画の事前把握と、周辺関係者への説明が十分に行われることを確保するものであり、規制を目的とするものではなく、事業者が遵守する具体的な基準については、国のガイドライン等を準拠していただきます。	D
3	雨水流出対策、景観への配慮などを条例に明記することを望みます。	本条例の目的は、事業計画の事前把握と、周辺関係者への説明が十分に行われることを確保するものであり、規制を目的とするものではなく、事業者が遵守する具体的な基準については、国のガイドライン等を準拠していただきます。	D
4	廃棄パネルの撤去費用の担保制度の導入検討を望みます。	廃棄・撤去についても国のガイドライン等において必要な考え方が示されています。撤去費用の担保制度については、民間の事業活動に関わる事項であり、民間事業への市の関与の範囲や法令上の位置付けを踏まえ、慎重な整理が必要となるため、本条例において導入することは想定しておりません。	D
5	届出制ではなく許可制にするべき。	本条例では、報告又は資料の提出を求めることができることに加え、立入調査等、指導、助言又は勧告措置、公表について規定しています。本条例の目的を踏まえ、届出制による運用を基本に考えます。	D

6	道路や住宅から距離制限を設けるべき。	具体的な設置基準については、国のガイドライン等に示されており、事業者には国のガイドライン等を準拠していただきます。	D
7	発電施設の近隣住宅への影響について、設計段階から近隣住民に情報提供されるようにするべき。	本条例では、事業者による周辺関係者への説明会の開催など必要な措置を講ずることとしております。	B
8	近隣住宅との協議・合意を得るべき。	近隣住宅との協議は事業者による周辺関係者への説明（説明会の開催等）により実施すべきと考えます。なお、事業者が地権者の了承のもとに設置する事業であり、事業者には国のガイドライン等を準拠することになりますが、近隣住宅の合意を条例上の要件とすることについては、民間事業への市の関与の範囲や法令上の位置付けを踏まえ、慎重な整理が必要となるため、本条例では想定しておりません。	D
9	農地の転用を原則禁止するべき。	農地の転用については、農地法に基づき、面積等に応じて農林水産大臣、北海道、農業委員会において判断される手続であり、本条例において、禁止することは想定しておりません。	D
10	発電施設の転売を期間を定めて禁止するべき。	発電施設の譲渡等については、民間の事業活動に関わる事項であり、条例による制限については、民間事業への市の関与の範囲や法令上の位置付けを踏まえ、慎重な整理が必要となるため、本条例では禁止規定を設けることは想定しておりません。	D

11	<p>発電施設の廃止時の設備の撤去義務を明記するべき。</p>	<p>廃棄・撤去について、事業者には国のガイドライン等を準拠していただきますが、本条例においても事業者に太陽光発電施設の解体、撤去、廃棄その他の適切な措置を講じなければならないとしております。なお、撤去義務の導入については、民間事業への市の関与の範囲や法令上の位置付けを踏まえ、慎重に整理する必要があるため、本条例では想定しておりません。</p>	D
12	<p>発電施設の管理者が管理義務を果たせない場合には、地権者にその義務を履行させるべき。</p>	<p>地権者に管理義務を履行させることを条例上の要件とするには、民間事業への市の関与の範囲や法令上の位置付けを踏まえ、慎重な整理が必要となるため、本条例では想定しておりません。</p>	D
13	<p>発電施設の設置により近隣住民が負う不利益には、事業者や地権者が責任を負うようにするべき。</p>	<p>本条例では事業者による周辺関係者への説明会の開催など必要な措置を講じることを規定しています。近隣住民が懸念される影響等については、説明会等を通じて事業者から十分な説明が行われ、必要に応じて対応が検討されるべきものと考えます。</p>	D
14	<p>既に設置されたものに関しても、条例に従うよう働きかけるべき。</p>	<p>附則において既に設置された施設の取扱いを規定しており、既設事業者に対しても届出への協力を求めてまいります。</p>	B
15	<p>説明会は土日開催されるようにするべき。</p>	<p>事業者による周辺関係者への説明は国のガイドライン等に示されており、説明会の開催日程には、説明会に参集される方々と事業者との調整が基本になるものと考えます。</p>	D

16	<p>発電事業者に対してリサイクルの実施に向けた取組を義務づけることが再資源化につながり、周辺へ多大な影響をもたらす廃棄・放置パネルの発生を防ぐとともに、衛生面（土壌汚染防止）においても重要と考える。</p>	<p>リサイクルの推進については国のガイドライン等が示されており、事業者には国のガイドライン等を準拠していただきます。</p>	D
17	<p>発電施設の定期的な点検を義務化するべき。</p>	<p>具体的な点検等については、国のガイドライン等に示されています。点検の義務化については、民間事業への市の関与の範囲や法令上の位置付けを踏まえ、慎重に整理する必要があるため、本条例では想定しておりません。</p>	D
18	<p>破損部の修繕義務等を記載した「点検計画書の提出」を盛り込んだ許可制とするべき。</p>	<p>具体的な管理運用については、国のガイドライン等に示されています。許可制の導入については、民間事業への市の関与の範囲や法令上の位置付けを踏まえ、慎重に整理する必要があるため、本条例では想定しておりません。</p>	D
19	<p>パネルに含有する有害物質の流出による土壌汚染対策を盛り込むべき。</p>	<p>具体的な数値・基準については、国のガイドライン等に示されており、事業者には国のガイドライン等を準拠していただきます。</p>	D
20	<p>苦情窓口の明確化に施工業者・発電事業者の連絡先の常時公開を制度化するべき。</p>	<p>本条例では、事業者が周辺関係者に対し、説明会の開催など必要な措置を講じるよう規定しています。苦情窓口の明確化についても、説明会等において周辺関係者に適切に示されるよう対応が検討されるべきものと考えます。</p>	C
21	<p>パネルの不法投棄への罰則規定を設けるべき。</p>	<p>不法投棄については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により刑事罰の対象となっています。</p>	D

22	事業廃止時の原状回復義務と保証金（廃棄積立金）の供託制度を設けるべき。	事業廃止については、国のガイドライン等が示されています。供託制度の導入については、民間事業への市の関与の範囲や法令上の位置付けを踏まえ、慎重に整理する必要があるため、本条例では想定しておりません。	D
23	大雨・台風・地震後の臨時点検を義務化するべき。	具体的な点検等については、国のガイドライン等に示されています。臨時点検の義務化については、民間事業への市の関与の範囲や法令上の位置付けを踏まえ、慎重に整理する必要があるため、本条例では想定しておりません。	D
24	反射光・反射熱の具体的な測定基準や規制数値を設定するべき。	具体的な数値・基準については、国のガイドライン等に示されており、事業者には国のガイドライン等を準拠していただきます。	D
25	周辺住民の健康への影響調査の実施と結果の公表を明記するべき。	具体的な管理運用については、国のガイドライン等に示されており、事業者には国のガイドライン等を準拠していただきます。	D
26	安全基準の空白期間における審査の即時凍結を義務化するべき。	事業者が遵守する具体的な基準については、国のガイドライン等に示されており、事業者には国のガイドライン等を準拠していただきます。条例の目的は、事業計画の事前把握と、周辺関係者への説明が十分に行われることを確保するものであり、審査の凍結等を制度化することは想定していません。	D
27	太陽光サイトの遠隔監視装置を介したサーバー攻撃についての対応を明記するべき。	事業者が遵守する具体的な基準については、国のガイドライン等に示されており、事業者には国のガイドライン等を準拠していただきます。	D

28	<p>NITE（製品評価技術基盤機構）が「非常時・災害時等の蓄電池システムの安全性に関する基準はありません」と明言しており、安全を保障するものでない限り設置を許可しないとするべき。</p>	<p>事業者が遵守する具体的な基準については、国のガイドライン等に示されており、事業者には国のガイドライン等を準拠していただきます。設置の許可制の導入については、民間事業への市の関与の範囲や法令上の位置付けを踏まえ、慎重に整理する必要があるため、本条例では想定しておりません。</p>	D
29	<p>冠水道路での感電、フッ化水素の低地滞留が起これば避難路の確保が困難となる。豪雪と冠水が同時期に起きる特別豪雪地帯の現実を無視した計画は審査に乗せるべきではない。</p>	<p>事業者が遵守する具体的な基準については、国のガイドライン等を準拠していただきます。また、地域特性に関する懸念については、事業計画の内容や立地条件に応じて、事業者から周辺関係者へ説明されるべき事項と考えます。</p>	D
30	<p>町内会解散地域の住民が情報の枠外に置かれた場合には、条例に掲げる地域との共生をどう図るのか。</p>	<p>国のガイドラインでは、地域住民を町内会の加入・未加入により区分するものではなく、事業者には、地域の実情に応じた説明を講じるように求めています。</p>	D
31	<p>極寒地特有の管理不能・救命不能リスクを明記するべき。</p>	<p>事業者が遵守する具体的な基準については、国のガイドライン等を準拠していただきます。また、地域特性に関する懸念については、事業計画の内容や立地条件に応じて、事業者から周辺関係者へ説明されるべき事項と考えます。</p>	D
32	<p>不誠実な事業者の実名公表を支持するが、強い条例にするべき。</p>	<p>条例の目的は、事業計画の事前把握と、周辺関係者への説明が十分に行われることを確保するものであり、地権者の了承のもとに事業者が進める民間事業であることから、民間事業を制限する規制を規定するには、市の関与の範囲や法令上の位置付けを踏まえ、慎重に整理する必要があるため、本条例では、国のガイドライン等に基づく運用を基本に考えます。</p>	D